

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経営管理部 管財課

許認可等の内容		庁舎における火気使用許可			
根拠法令等及び条項		栃木市庁舎管理規則第20条			
標準 処理 期間	根拠条項	未設定			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更
	標準処理期間	日			
審 査 基 準	根拠条項	栃木市庁舎管理規則第20条			
	参考事項				
	設定等年月日	平成22年3月29日設定			
		平成	年	月	日最終変更
【 基 準 】 栃木市庁舎管理規則抜粋 (火気の使用許可) 第20条 庁舎においてストーブ、電熱器等を使用する者は、防火管理者の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けて火気を使用する者は、必要な消火準備を整え、当該火気の取扱上の注意事項を守らなければならない。					